

2006年度第1回人間文化学会研究会発表要旨

児童相談と家族援助

川 畑 隆

児童相談所の業務

児童相談所(この名称を用いない児童相談所が増えている。以下「児相」と略す)は0歳から18歳未満の子どもを対象とし、児童福祉法で都道府県や政令指定都市に置くように定められた公立機関である。最近では中核市にも置くことができるようになった。児相は支所や分室も含めて全国に190か所ほどあり、京都府内には京都市の機関として1か所、府の機関として3か所(福知山・京都・宇治)が設置されている。

児相は一般の心理相談室などと同様、子どもの症状や問題行動に関する相談に応じているのだが、以下の三点が他の相談機関にはない特徴である。第一は、育てる側の問題や課題を相談の対象にすることである。虐待や、様々な事情で子どもを家庭で育てられなくなった場合などで、養護相談と呼ばれている。第二は、児童福祉法第25条や児童虐待の防止等に関する法律第6条による児童通告によって始まる相談である。虐待相談は通告から始まることがほとんどであるが、14歳未満の子どもの触法行為や棄児等についての警察からの通告もこれに含まれる。虐待や触法行為で通告された場合、その当事者の相談への動機づけの低さや無さが課題となりやすい。第三は、相談を受ける側の体制が複数の職種から成っている点である。相談ケースへの対応の中心的働きをするのが児童福祉司とよばれるソーシャルワーカーであり、その児童福祉司とペアを組みながら心理面をサポートするのが児童心理司(これまでには心理判定員と呼ばれてきた)である。また虐待対応協力員も配置され、さらには一時保護所が付設されている。そこでは児童指導員や保育士、調理員などが保護児童に対応している。

また児相は、子どもが家庭において養育されることが困難になった場合に公立私立の児童福祉施設や里親に措置する権限をもつ。このことは措置をしない権限をもつことでもあり、子どもの権利擁護の視点から施設措置には慎重を期している。そして、措置後から家庭復帰までの道程を保護者とともに施設などと連携をとりながら歩むのも児相の役割である。

次表は平成16年度の京都府児童相談所(福知山・京都・宇治)管内の相談件数である(公開されている京都府児童相談所業務資料より転載)。

相談の種類	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	他	合計
16年度	285	244	0	1,775	186	485	0	2,975

「保健」は心身の健康に関する相談なので、児相ではなく病院や保健センターなどが利用されているものと思われる。「障害」の件数が多いが、これは療育手帳の交付に係る判定業務が大半をしめている。療育手帳とは知的障害児者が諸施策を受けやすくするためのものであり、児相は申請のあった対象者の知的障害の有無とその程度を判定する役割を負っている。

「育成」とは、一般の心理クリニックに相談されるような不登校やその他の性格や行動に関する内容を含んでいるが、ここには「障害児保育認定」という事務的作業数300ほども加えられているので、それを差し引いてご覧いただきたい。

次の表群は平成16年度の京都府児童相談所(福知山・京都・宇治)管内の虐待相談に関する資料である(同上)。

虐待相談処理件数の推移

年度	全国	京都府
11	11,631	90
12	17,725	169
13	23,274	186
14	23,738	238
15	26,573	280
16	—	285

平成16年度 府 通告元

家族	29	病院	12
親戚	4	福祉施設	17
近隣知人	31	警察	18
児童本人	5	学校	45
福祉事務所	10	その他	102
児童委員	4		
保健所	8		

平成16年度 府主な虐待者

実父	60
他父	20
実母	187
他母	2
他	16

平成16年度 府 虐待内容別・年齢別

身体的	ネグレクト	性的	心理的	~3歳	3~就	小学	中学	高校	他
139	115	10	21	46	76	118	31	14	

通告元であるが、「家族」には自分が虐待していると訴える本人が含まれ、「福祉施設」には保育所が含まれている。主な虐待者については実母が多い。これは子育て不安の色合いが濃いが虐待と分類されたり、子どもと接する時間の多さなどの要因によるものと思われる。虐待は定義上4つに分類されるが、性的虐待、そして心理的虐待(言語等によるもの)などはとくに暗数(実際には存在しても通告されずに統計にはあがってこない件数)が大きいものと思われる。

以上、児相業務の概要について述べたが、業務の対象となる住民の一部の特徴とそれにもとづく業務的視点について特筆しておかなければならぬ。すでに述べたように児相は行政機関でもあるために養護相談があり、通告で始まる相談も多い。また自発的相談であっても、学校などから強力に勧められたり、すでに関係機関によって用意された相談の道筋に乗る形で登場する子どもや家族も多い。この方々の中には客観的に見て児童福祉上問題があっても、自ら問題解決に踏み出そうとされない方々が多く含まれている。社会・経済的により厳しい状況にあり、生活上、また養育機能上の問題を抱え、相談の動機づけの低い方々である。児相はこの方々に対して援助業務を行なうことになる。そしてその援助は、子どもの症状や問題行動が相談の前面に出ているとしても、その子どもの“そだち”が健全に進んでいるか、子どもとして適切に養育される権利が守られているかという視点からとらえられ、それらの点に問題があるとすれば、その改善を大きく視野に入れて進められることになる。また、その業務に対する姿勢は自発的で動機づけの高い相談の場合にも変わることなく、総じて児相の

相談は、「子どもと子どもが育つ場への援助」、すなわち「子どもの健全育成のための児童福祉的援助」をめざしたものであるといえる。

児童相談所の心理臨床

児相における心理業務について触れておきたい。児相で相談を受理すると5つの診断のコースが用意されている。順にあげると、児童福祉司による調査をとおした社会診断、児童心理司による面接や検査などをとおした心理診断、医師による医学診断、一時保護担当者による一時保護行動観察をとおした行動診断、そしてその他の診断である。医学診断、行動診断、その他の診断については必要に応じて行なわれ、心理診断も全相談に対して実施されるというわけではないものの、このような複数職種による対象児童ケースへの各診断、総合的判定を経て、援助に移していくことになる。そしてこの受理、判定、援助方針などについては、原則として全所的会議で討議し決定している。

つぎに、その協働における心理業務について概観する。

1. 心理臨床的援助活動(相談ケースに向けた動き)

(1) 個別援助

a 心理診断

面接・行動観察・心理テストなどによって児童の発達状況や資質、心的状況についての診断を行なう。その所見や児童福祉司による社会調査結果などをもとにして、相談された事柄の解決や改善案をだす。また、療育手帳他の交付認定のための資料として所見を提出する。

b 助言指導・コンサルテーション

心理診断を行なった場合は、子どもや保護者に対して所見にもとづき必要な助言指導を行なう。また今後の援助案を告げ合意を得る。場合によっては保育士や学校教師などの関係者にも同様の助言を行なう。これらには児童や保護者の同意が必要になる。心理診断を行なわなか

った場合にも諸情報にもとづいて助言指導を行なうことがある。また、学校教師などに対して継続的に校内指導などについて助言を行なう。

c 心理療法・家族療法等

児童に対する個別の継続的なカウンセリング、心理療法、ガイダンス、また保護者へのカウンセリングやガイダンス、家族療法などを行なう。また、児童福祉施設入所児に直接的なかかわりを行なったり、施設職員による環境療法や心理療法的なかかわりをサポートしていくような役割もある。

d ソーシャルワーク・危機介入

児童福祉司と協力して家庭訪問による児童や保護者に関する調査や面接指導、関係者との協議、必要な対応などを行なう。虐待ケースに関しては、対応の法的側面についても熟知しておく必要がある。

(2) グループ援助

個別指導の延長で、児童を療育グループなどの集団活動に参加させる。

2. 啓発・ネットワーク活動(住民・関係機関に向けた動き)

(1) 子育てや児童臨床などに関する啓発活動

児童の健全育成、子育て不安の軽減を目的にした家庭支援などのために講演他を一般住民に向けて行なう。また、関係機関に対して児童臨床などに関する知識や経験を伝達し役立ててもらう。

(2) ネットワーク体制の整備

個別相談事例において機能する地域ネットワーク体制を整備しておく必要がある。そのための会議や研修会を行なう。

(3) 個別相談事例に関して

上記の「個別援助」における「助言指導・コンサルテーション」「ソーシャルワーク・危機介入」に該当する。

3. 組織内健全化活動(児相内部の動き)

(1) 各職種の協働

社会診断・心理診断・医学診断・行動診断・その他の診断をとおして判定を行なうと『児童相談所運営指針』に明示されているように、各職種の協働が児相業務の基本である(上記)。その協働がスムーズに行なわれるような配慮と工夫が必要である。児相業務を所管する本庁の主管課との連携も含まれる。

(2) 会議(合議制)の重視

受理・判定・援助方針会議による組織としての検討、決定も児相業務の基本であり、会議を形式的にせず実のあるものにする工夫が必要である。合議制の重視と活発化は日常のミーティングや小会議の活発化にも波及する。虐待通告への対応など緊急時の判断を精密にするためにも、組織内部のコミュニケーションの活性化が求められる。

(3) 職員の健康の保持

各職種の協働、合議制の重視も職員の健康の保持に役立っているとは思われるが、虐待ケースなどの複雑で困難なケースへの対応が更に増加している昨今、少ない人員で業務にあたっている職員の身体的精神的健康の保持は大きな課題である。

4. 研究・発信活動(業界・学会に向けた動き)

(1) 処遇力向上のための連帶

管内の児童福祉のために児相の処遇力を上げること、より広域のまた全国の児相の処遇力向上、その両方のために児相や関係機関間の交流や共学が必要である。職員の意欲や自発性を引き出すような工夫や行動力が求められる。

(2) 実践的研究や見解の蓄積

児童の生活をまるごと対象にしながらその福祉を向上させていくための臨床を行なっている機関として、児相はその経験を提示し、児童・

家族臨床、子育てに関して発言していくことが必要である。

(川畠隆『福祉領域における活動モデル』、下山晴彦・丹野義彦編「講座臨床心理学第6巻、社会臨床心理学」2002、「2部・各領域における臨床心理学の発展」第3章、pp.107-125から一部を改変して引用)

筆者はこの児相の心理業務に長く携わってきたが、児相の心理職という職能集団は、一般に知られているような面接室での心理診断・心理治療業務とはかけ離れた動きを多く要請されることなどによって、心理職としてのアイデンティティをともすれば見失いがちになる側面があった。そこで、業務の水準をより高めながら児相独自の心理臨床モデルを追求し、そのことを職能集団内そして外に対してもアピールしてゆく手段として、筆者を含めた有志は「児童相談所における心理実務研究誌『児相の心理臨床』」の刊行を開始した。この刊行は全国の児相の心理職のみならず他職種にもよい影響を及ぼし、当初の予定どおり全15号を発行し終えて終刊した。雑誌の刊行によって現場の実践を支え合おうという流れは、その後も「児童・思春期・知的障害者福祉臨床の展開『そだちと援助』」誌に引き継がれ、さらに、2006年10月には明石書店から『そだちと臨床』誌が刊行される予定である。

様々な児童相談と家族援助

児相の相談は「子どもと子どもが育つ場への援助」、すなわち「子どもの健全育成のための児童福祉的援助」をめざしたものであることをすでに述べたが、そのことに関して、筆者が関わってきたことにもとづいていま少し掘り下げたい。

1. 不登校や非行、その他の相談と家族療法

それまで子どもへのカウンセリングやプレイセラピーと母親へのカウンセリングを並行して行なうのが一般的であった不登校などの相談に対して、

システム論(ものごとを単一の因果論で判断するのではなく、全体の関係性やつながりのなかでみていく視点)にもとづいた合同家族面接による家族療法を行なってきた。このことによって父親が面接場面に登場することが多くなり、また家族の実際の交流が目のあたりにされることから、家族の構造仮説が立てやすく、したがって介入も具体的になされやすくなった。

それらの取り組みの内容については、ミネルヴァ書房から“家族の居心地”シリーズとして3冊発行された(団士郎ほか著『不登校と家族療法』(1991)、団士郎ほか著『非行と家族療法』(1993)、柴田長生ほか著『父親と家族療法』(1995))。

また、筆者による二論文を紹介しておく。

「『母親の死による家族システムの混乱とその後の秩序化』が、治療者に教えたこと」

要約：本論文は母親の死後、父親に暴力をふるうようになった兄弟の父親面接の経過ならびに、そこで得られた情報や体験が、治療者に「家族」への理解やアプローチの仕方に関する示唆を与えた点について述べることを目的にしている。症例は中学1年と3年の兄弟であり、母の病死後、断続的不登校と父親への暴力を呈した。家族療法室での父親面接を1年間、計16回継続し、兄弟の症状の消失と父親の養育への自信獲得を機に相談を終結した。全経過は「母親の死による家族システムの混乱から、新たなシステムの秩序化に至るまでの援助」を目的としたが、治療者の意図によって3期に分けられる。第1期では暴力の被害者として弱っている父親への現実的対応を行ない、第2期では描画を用いながら「母(妻)の死」を扱おうとした。そして第3期では父親のありようへの積極的支持を行なった。治療者の「父親のパワー」に対する認識の変化を軸に、治療における「評価」や「技法」などに関して考察した。

(『心理臨床学研究』第10巻第2号、39-51、1992)

「児童相談所心理臨床の一側面～両親による教護院からの家庭引き取りの要望に対して」

要約：本論文は、家庭裁判所審判で教護院(現・児童自立支援施設)に入所した中学3年生女児の無断外出の反復のなかで、女児を家庭に引き取りたいとの両親からの申し出に対して、児童相談所がその申し出に対する結論を出すまでに至るプロセスを、親子への教育治療的アプローチをとおして進めた事例について述べたものである。それをとおして、「対象者の利益」という目的のもとに、児童相談所が行政機関としての役割と臨床機関としてのそれとを同時にどのように果たしていくのか、処遇チームの一員としての心理判定員はそのなかでどのような役割をとるのか、などについて考察した。事例は、おまかに4期に分けられる。第1期は、警察による児童通告から家庭裁判所審判で教護院に入所するまで。第2期は、教護院からの無断外出反復時期。第3期は、両親による女児の家庭引き取りの意向表明から、児童相談所としての処遇決定まで。第4期は、決定した処遇内容の実施、そして終結までである。

(『心理臨床学研究』第16巻第3号、243-254, 1998)

2. 発達相談による家族援助

就学前の子どもたちの言葉の遅れなどを中心とした相談は、児相などがこれまで多く手がけてきたものである。ところが、ときには発達検査を用いた発達相談がその検査の結果によって子どもにラベルをつけるだけの害悪であると批判されることもあり、たしかに未熟な相談員が担当した場合はそういう例がないとは言い切れないのも実情ではある。しかし、子どものこと、子どもの発達について心配しておられる方々があるのは事実であり、援助が必要である。発達検査は使い方によっては上記のような批判の対象になる場合もあるが、子どもの発達状況について具体的にうかがい知るための有用な道具である。とくに関西で用いられ、最近では全国に向

けて普及してきている新版K式発達検査2001の有用さは多くが認めるところである。その検査を用いて具体的な子どもの像を描きながら、その子どもを中心になって育てる保護者、そして保育者に対して関わりの助言を行なうのである。また保護者の子どもへの関わりは家庭においてであり、家庭のなかで可能な具体的な関わり方を伝えるのだが、その関わりを可能にしないような家庭的要因があれば、そのことに十分配慮したアプローチなども必要となってくる。そこに家族療法的思考や技法が役立つ場合が多い。発達相談の目的は発達援助的関わりを要する子どもを抱える家族への援助であり、発達検査などはその手段である。

筆者たちは、上記の『児相の心理臨床』誌の編集発行作業をきっかけに「そだちと臨床」研究会を組織し、児相ほかの若手心理職のための臨床的心理検査法勉強会「ワークショップ・イン・神戸」をここ10年以上にわたって実施してきている。それは、新版K式発達検査2001を用いた検査の実施から家族の特徴や状況もふまえたうえでの助言までのプロセスを、グループ討議をとおしてより有用で援助的なものにしていく力をつけようという試みである。ミネルヴァ書房刊、川畠隆ほか著『発達相談と援助～新版K式発達検査2001を用いた心理臨床』(2005)は、その試みを紙上に再現したものである。

3. 療育手帳判定

療育手帳とはすでに述べたように知的障害児者が諸施策を受けやすくするためのものであり、発行者は都道府県知事(政令指定都市長)であるが、児相は申請のあった対象者の知的障害の有無とその程度を判定する役割を負っている。療育手帳は原則的に2年で更新手続きを行なわなければならず、その度ごとに再判定を実施することになる。この療育手帳の判定業務は、発達検査等を用いるとはいえ、いかにも行政機関らしい手続き的な認定判定業務である。しかし、2年ごとの再判定については地味ではあるが大きな意味をもっている。知的障害をもっている子どもにとって、その障

害のゆえにできることや周囲との間に起こす摩擦は日常のことである。したがって、そのようなことによる困りごとがあっても保護者はいちいち相談機関に相談をかけたりはしないが、度重なる問題に本人も家族も疲弊している場合がある。そのようなときに2年に1回の児相での再判定の機会は、問題を問題として確認し、何らかの対応を行なっていくよいきっかけになることがあるのである。これは、行政的な制度や枠組みが臨床的対応の端緒をつくるよい例である。

4. 性格行動問題と軽度発達障害

性格行動上の問題で相談のあった子どもの心理診断、医学診断等で、子どもに自閉症スペクトラム、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)、学習障害(LD)などの軽度発達障害のあることが明確になる場合がある。これらの場合には子どもの障害のみに目が奪われがちであるが、子どもの目には家族のなかにある何らかの問題性が自分の障害特性というフィルターを通して増幅されて映り、また子どもの障害特性によって家族が受けるストレスなども加わって、子どもと家族との悪循環的関係性が子どもの症状の悪化に拍車をかけている場合もみうけられる。したがって、子どもの障害を取り出して治療対象にするだけではなく、障害要因を含む全体性を視野に入れる必要がある。このときに、5つの診断コースをもつ児相の特色が活かされると思われる。

5. 児童虐待

児童虐待防止を呼びかける広報で「たたくな」ということが強調される。しかし、育児書に書かれた乳児のミルク標準摂取量ほどにミルクを飲まない我が子に大きな不安を覚える母親がいるのと同じように、一度だけ我が子をたたいた母親が「自分は子どもを虐待した悪い母親だ」と泣いて児相に電話をかけてくることがある。子育てにおいては本来、育てる人の側にイニシアチブがあるべきである。もちろん常識の範囲内でということわり

は必要だろうが、親が育てたいように子を育てたらいいのである。ところが、その子育てのイニシアチブを児童虐待防止のためのかけ声にとられてしまっているようと思えてならない。子育てが児童虐待防止策に大きく影響を受けている昨今だが、子育て論、家族論について、バランスよく整理していくことが必要なときにきているかもしれない。

以下は、筆者が児相在職中に綴ったものである。

〈子どもと保護者の保護〉

ある保育園から児童相談所に、「Aくんの頭の一部が赤くなっています、父親から叩かれたと言っています」と電話が入りました。

その1か月前、児童相談所の職員は初めて家庭訪問をし、お父さん、そしてAくんにもお会いしていました。ですから、お父さんのお顔が浮かびましたが、お父さんはAくんを殴ることがよくあると認めておられました。そして、それは「しつけ」だ、自分もそういうふうに育てられ、いまになってありがたかったと思っている、と付け加えられました。

私たちは保育園を訪問しました。Aくんの頭の赤みはたいしたことはありませんでしたが、たしかに赤くなっていました。お迎えの時間にお父さんが来られました。園長先生からAくんの頭のことがお父さんに告げられ、児童相談所の職員がいることに気づかれたお父さんは、ムッとされました。職員はお父さんの前に唐突にあらわれた非を詫ながら、こんなふうにお話しました。

「Aくんにちゃんと育ってほしいというお父さんのお気持ちはよくわかるし、厳しいしつけのおかげで自分の身についているものがあると思ってらっしゃるのも、わかります。でも、けっこう激しく叩かれるとおっしゃってましたよね。Aくんには恐怖が強く生まれるでしょう。そしてお父さんも体験されていると思いますが、一発叩くと二発目、三発目が勢いで出やすくなるでしょ。最初はお父さんにはそんなつもりはないのに、万が一、打ち所が悪ければ大変なことになります。Aくんは大事な大事な子どもさ

んですね。だから、そんなことにならないように、Aくんを守らなくちゃならない。そしてですよ、お父さん。私たちはお父さんも守らなくちゃならない…」

お父さんは少し怪訝なお顔をされました。

「昔は体罰もけっこう許されてました。私も親に叩かれた記憶があります。でも今はそんな世の中じゃなくなっています。昔はよかったです、今の世の中の方が間違ってる…そうおっしゃりたいのもよくわかります。でも現代のこの現実では、子どもへの体罰はダメなんですよ。意見はあっても現実は現実です。その現実のなかで、このままじゃ、お父さんは加害者となって、犯罪者にもなってしまうかもしれない。お父さんにそうなってほしくない。そして、Aくんにとって、お父さんは誰よりも誰よりも大事な人です。お父さんを頼りに生きていってる。これからもです。Aくんのためにも、お父さんを私たちは守らなきゃならない…。だから来ました」

ちょっと浪花節っぽくなったかもしれません、そう言いました。お父さんの様子が少し“柔らかく”なったように感じました。

「子どもを守り、そして保護者も守るんだ」…これは単なる“言い方”ではなくて、私たちはそうなんだと思っています。

〈厳しい対応の目的は厳しさじゃない〉

保護者の同意を必要としない一時保護、家庭への立ち入り調査、保護者の同意を得ない児童福祉施設入所について家庭裁判所から許可をもらう動きなど、保護者との同意を前提にしない動きを児童相談所はできることになっていて、私どもの児童相談所でも、職権による一時保護を何件か行なったことがあります。これらは強制的で厳しい対応です。もちろん、そういう厳しい対応によって子どもを家族から分離するのではなく、保護者の方との合意で児童福祉施設入所を利用する場合が多くありますし、子ども在宅のままで、いい方向に向くよう関わっている家族はさらに数多くあります。

語弊があるかもしれません、「人間は基本的に、他者(ひと)に迷惑を

かけないかぎり好きなように生きたらいい」として、「どう育てようと他者(ひと)にとやかく言わされることではない」「しつけの仕方は自由」などというのもその路線でしょうし、たしかにそういう側面があります。ところが、自分はそうは思っていなくても実際は相手に迷惑をかけていることがあるわけです。とくに、相手が弱い立場の他者(ひと)の場合はわかりにくい。自分が迷惑をかけられていることを当の相手に告げるには、“強さ”が必要だからです。相手が被害を主張しないから被害はないという認定はできません。また、被害を聴いた者が、勝手にその被害を無しにもできません。被害者は救われなければなりません。ですから、相手の声を聴かなくてはなりません。

ところが、この相手の声がなかなか自分の耳に届かない場合があります。耳をすますには心の余裕が必要ですし、心の余裕がもてない状況はたくさん転がっています。耳に届いていたとしてもそれどころではなかったり、閑知していることをそのまま放置しておくことで、自分の何らかの気持ちを満たそうとすることがあるかもしれませんし、それ以上の厄介が起こらないように息をひそめていたりするかもしれません。これらは、私たちが「人ととの間」で生きていくうえで生じる、感情、ストレスなど、様々な要因が大きく関係していることがからで、ふつうに家庭や学校や職場や社会のなかにあるものです。声を届けない方も声が届かない方も、お互いに喧嘩したり、気まずい空気だなあと思いつながら仕方なくそこに身を置き続けたり、逃げたり、我慢したり、くやしかったり…それが生きるということでしょう。

でも、こういったストレスフルな状態が虐待と呼ばれる状況に発展し、それが継続しエスカレートしていくことがあるわけです。そうなると、なかなか自分たちだけの力でよい方向へ変化させるのがむずかしくなってきます。虐待されている状況にある子どもはそんななかでたいへんですし、虐待しているとされている保護者もその状況のままでいいとは思っておられないとすると、なおさら外からの援助の手が必要になってきます。また、

ネグレクト状態などが慢性的になり煮詰まつくると、いろんな感覚が麻痺してくるようなことも起こりますから、何か外圧がないと家族はよい方向には動きません。

「家族との合意」…これを追求したいのです。世の中、みんなで助け合って生きています。子どもについても、家族を社会がどんなふうに支えて育てていくかを考える時代です。ですから、虐待状況を「何とかしよう」と家族と児童相談所が合意して、相談所は業務を進めていければいいと思っているのですが、なかなかそうはいかないのがむずかしいところです。そこで、強制的で厳しい対応が次の手段となるわけです。「合意ができないから放っておこう」とはならないし、「聞こえる声」も「聞こえない声」も無視することはできないからです。強制的で厳しい対応は、もちろん、その対応をとること自体が目的ではなく、その家族にとっての現実的な少しでもの子どもの幸せ、家族の幸せに近づけることを目的に行なうものだと思っています。それだからこそ、親子の分離後も家族の再統合に向けてどのように家族に働きかけていくのかなど、「その後」の業務が重要な課題になってきます。

〈児童虐待防止は家族支援〉

児童相談所は、何を基準に虐待されている子どもの家族からの分離を判断するのでしょうか。もちろん、それを判断するためのマニュアルやチェックリストがあり、重要なもののなのですが、それらだけで機械的に判断できるものではありません。

ネグレクトのストライクゾーンがあるとすると、そのド真中か、端の方か、端の方だとすると、ネグレクトゾーン外でゾーン間近のところとどれほど違うのか…どうでしょう。いくら客観的にといったって、担当する児童相談所の主觀が入ります。他のいろんなことだってそうです。そこはやっぱり、児童相談所は不安です。

これまで児童相談所は、人の生活の仕方についての審判者ではありませんでした。良い悪いじゃなくて、どんなふうに力になれるか、役に立てる

かを考えてきました。でも、そればかりでは子どもや家族の幸せを守れなくなりました。行政機関としての“力”を使うことになったのです。でも、神様みたいに器用ではありませんから、これまでの臨床的アプローチと新しい行政的アプローチを、目の前の相談中の家族にうまく統合させることに、いま苦労しています。ひどい虐待で、まさに犯罪としてそれに適した対応を要するものもあります。でも、これまで述べてきたように、児童虐待防止は総じて家族支援だと思っています。家族のことって複雑で、そんなに簡単に割り切れたり解ったりすることではありませんから、短絡的な理屈で切り捨てるこことなんてできません。でも、思い切った介入をしないと、子どもを救えない場合が出てきます。結局、迷いがある方が結果的にバランスのよい家族支援に至るのではないかと思っています。ですから、やはり相談所のなかで多様な意見を検討し、児童福祉審議会の意見を聴き、家庭裁判所に伺うなどの手続きを重視しながら、できるだけ適切で公正な判断に近づきたいと思っているのです(川畠隆「私は児童虐待をこう考えています」(2004))。

6. 重大事件などと児童相談所

14歳未満の子どもによる法に触れる行為は犯罪ではなく触法行為とされ、児童福祉法25条によって警察から(市町村など)児相に「要保護」児童として通告されることになっている。したがって、重大事件といわれる昨今の事件についても書類上はそのような経路をたどっているのだが、実際は児相による直接の処遇がなされることなく、児相からの家庭裁判所送致によって事が運ばれていることが多い。このことについて如何なものかという意見が児相“業界”にはある。しかし、詳しくは述べないが、一時保護所に当該児童を保護することができないような現実的事情などが推測されるのである。要は児童の健全育成を目標に業務を行なってきた児相として、重大事件であろうとも、あるいは重大事件であるからこそ、児童や家族、学校などについて十分に調査し、ケース像について理解し、処遇について

関係機関と議論を尽くし、必要なことについては社会に還元するというようなことを行なっていく社会的責任があろうと思うのである。そのことを可能にするような状況の好転は簡単には訪れないかもしれないし、少年法の改正案には、14歳未満の子どもによる重大事件の場合は実質的に児相の関わりを最少にするような文言が含まれている。しかし、「要保護」児童は厳罰では救われないとしたら、子どもの実際像を知る者がバランスのよい処遇論議を尽くす必要があり、その知る者のなかに児相も含まれていてほしいと願うのである。

7. 対応のバリエーション

人への関わりは何にしろ「対応」である。心理職、福祉職、教師、保育士、児童指導員、保健師、医師、看護師…そういう援助職ではなくとも、すべての人間関係において対応が行なわれており、たかが対応、されど対応である。

「日常は様々な出来事と、それへの対応の連鎖です。そして前の対応はあとの出来事に影響を及ぼし、その繰り返しで場合によっては状況がどんどん悪化します。どう対応するか、それは大きなテーマです。しかし、私たちは対応のレパートリーを多くは持っていません。ワン・パターンはよくあることです。でも、二つ以上の対応の仕方を知っていれば、出来事に直面したとき、よりよいものを選択できます。ここでは日常の場面をいくつか取り上げ、できるだけ心をフリーにして、いろんな対応法を試してみましょう。楽しんでください」

…こういうオリエンテーションで始まる「そだちと臨床」研究会主催「対応のバリエーション勉強会」を、大阪で開催し始めて6年ほどになる。心理職に限らない対人援助職が毎回集い、対応に困った場面のロールプレイとそこで生じた感情などの相互フィードバックを、対人援助の勉強の材料にしている。上述の「ワークショップ・イン・神戸」とともに、参加者のニードに支えられて継続している。

児童相談所での児童福祉臨床経験と今後

以上、児童相談と家族援助に関して述べてきた。筆者が学んできた対人援助の基本は、他職種や他機関と効果的な連携をとりながら、子どもと子どもが育つ場に対する援助、すなわち生活支援を行なっていくことであり、今後もそこに基盤をおく役に立つ臨床心理学を展開したい。それにはシステム論的思考が適合する。筆者の志向するものを、ひとまず「システム論的心理臨床の展開」と総論的に括っておくことにする。

大学生に教員として接して3か月が過ぎた。学生たちは様々な様子を見せてくれている。

児童福祉場面では18歳の節目の意味は大きい。一般社会的には20歳の節目も大きな意味をもつ。もちろん、そのような社会的意味によって青年の自立の後押しをすることの意義は大きいし、必要なことである。しかし、子どもによっては、18歳になったことによって、その実は何も変化していないのに児童福祉の対象からはずされ社会に投げ出されていくとき、その危うさを思う気持ちを、強くなってくれと願うことで打ち消すしかなかった。これは20歳でも同じことではないが、20歳を過ぎてうまく自立の階段を昇れていない学生をみたときにも、児童福祉経験者の心は平気ではない。もし、家庭、小学校、中学校、高校で適切な援助の手が差し伸べられなかっただ子どもがいるとして、大学で何らかの適切な援助がなされたことによって、世の中は捨てたもんじゃないと思い、何らかの強さを自分の内にして実社会に飛び出していける確率を少しでも高める学生がいるとしたら、そうできたらいい。ただ、そうできたらいいと、軽くそう思っているぐらいの方がいいのだろうかと、いまのところはまだ様子見の状況である。

(了)